

危険物新聞

第497号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集
発行人 松村 光 惟

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

全国危険物安全週間

6月4日～10日、全国で実施

今年も、危険物に因る火災・爆発・漏洩事故を防止し、危険物安全管理の徹底を強調するため、6月4日から10日までの一週間、全国一せいに安全運動が展開される。

推進キャンペーン標語としては、北海道旭川市、白井亨氏の「確実な 攻守がきめての 危険物」が選ばれ、また推進ポスターのモデルには、日本将棋連盟の羽生善治棋士に決定した。

全国大会は6月5日、東京で

全国危険物安全大会は、全国より関係者が参加し、6月5日、東京都内の“スクワール麹町”で開催される。

当日は、危険物安全週間推進標語、危険物保安功労者及び優良危険物事業所の消防庁長官表彰並びに財団法人危険物安全協会理事長表彰が行われるほか、東京工業大学工学部、小林英男教授の記念講演会も予定されている。



消防庁 / 地方公共団体 / 全国消防員会 / 全国危険物安全協会

平成7年度全国危険物安全週間推進ポスター

〈安全運動推進キャンペーン標語〉

確実な 攻守がきめての 危険物

H&H
HATSUMA

HATSUMA

株式会社 初田製作所

大阪府 守口市 初田町1-1-1 TEL: 07815-1010
東京都 千代田区 錦糸町3-1-1 TEL: 03304-4611

原点はロスフリー・ペンションです。



ハツタはあらゆるセーフティニーズに
おこたえる企業をめざします。

頑固な夢がある。
そこに。

〈通達〉

平成7年3月28日付、消防危第28号
「強化プラスチック製二重殻タンク
に係る規定の運用について」

1 強化プラスチック製二重殻タンクの構造等

(1) 強化プラスチック製二重殻タンクは、地下貯蔵タンク及び当該地下貯蔵タンクに被覆された強化プラスチック(以下「外殻」という。)が一体となって当該強化プラスチック製二重殻タンクに作用する荷重に対して安全な構造を有するものであり、その一例を示すと別図-1のとおりである。

また、規則第24条の2の4に定める安全な構造については、別記1の内圧試験及び外圧試験により確認されるものであること。

なお、強化プラスチック製二重殻タンクを地盤面に埋設した場合に当該タンクに作用する土圧、内圧等の荷重に対し安全な構造とするうえで地下貯蔵タンク及び外殻の役割としては、次のものがあること。

ア 土圧等による外圧及び貯蔵液圧等による内圧に対して外殻及び地下貯蔵タンクの双方で荷重を分担するもの

イ 土圧等の外圧に対しては外殻で、貯蔵液圧等による内圧に対しては地下貯蔵タンクでそれぞれ荷重を分担するもの。

(2) 強化プラスチック製二重殻タンクに設けられた間げき(以下「検知層」という。)は、土圧等による地下貯蔵タンクと外殻の接触等により検知機能が影響を受けないものとする。

なお、検知層の大きさは特に規定されていないが、検知液による漏えい検知設備を用いる場合にあっては、3mm程度とすること。

(3) 強化プラスチックの材料のうちガラス繊維等については、規則第24条の2の2第3項第2号口に定めるものの複数の組み合わせによっても差し支えないこと。

(4) 強化プラスチックに充てん材、着色材等を使用する場合にあっては、樹脂及び強化材の品質に影響を与えないものであること。

(5) 強化プラスチック製二重殻タンクの基礎は、強化プラスチック製二重殻タンク本体及び設備に悪影響を与えないものであること。この要件を満たす基礎を例示すると別図-2が相当すると考えられるので、当分の間はこれによること。

(6) ノズル、マンホール等の取付部は、タンク本体と同等以上の強度を有するものであること。

2 漏えい検知設備の構造等

危険物の漏れを検知できる設備(以下「漏えい検知設備」という。)は、次によること。

(1) 漏えい検知設備は、地下貯蔵タンクが損傷した場合に漏れた危険物を検知するためのセンサー及び当該センサーが作動した場合に警報を発する装置により構成されたものであること。

(2) 検知管を設ける場合の検知管及び漏えい検知設備は、次によること。なお、強化プラスチック製二重殻タンクの地下貯蔵タンクの水圧検査は、検知管を取り付けた後に行うこと。

ア 検知管は、地下貯蔵タンクの上部から底部まで貫通させ、検知層に接続すること。

イ 検知管は、検知層に漏れた危険物を有効に検知できる位置に設けること。

ウ 検知管は、地下貯蔵タンクと同材質で造られた直径100mm程度の管とすること。

エ 検知管の上部にはふたを設けるとともに、検知層の気密試験を行うための器具が接続できる構造とすること。

オ 検知管は、センサーの点検、交換等が容易に行える構造とすること。

カ 検知層に漏れた危険物を検知するためのセンサーは、液体フロートセンサー又は液面計とし、検知管内に漏れた危険物が概ね3cmとなった場合に検知できる性能を有するものであること。

キ 漏えい検知設備は、センサーが漏れた危険物を検知した場合に、警報を発するとともに当該警報信号が容易にリセットできない構造とすること。

なお、複数の二重殻タンクを監視する装置にあっては、警報を発したセンサーが覆けてある二重殻タンクが特定できるものとする。

(3) 検知液による漏えい検知設備を用いる場合にあっては、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」(平成3年4月30日付け消防危第37号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)の2の漏えい検知装置の例によること。この場合において、地下貯蔵タンク及び外殻の強化プラスチックに用いる樹脂は、検知液より侵されないものとする。

3 強化プラスチック製二重殻タンクの製造上の留意事項

一般に、製造上留意すべき事項としては次のものがあること。

(1) 強化プラスチックを被覆する方法は、ハンドレイアップ成形法、スプレイアップ成形法、成型シート貼り法、フィラメントワインディング法等のいずれか又はこれらの組み合わせによることができるが、均一に施工できるものとする。

(2) 強化プラスチックに用いる樹脂の調合は、次によること。

ア 硬化剤、促進剤等を添加する場合にあっては、厳正に計量すること。

イ 適切なポットライフ (調合した樹脂を使用することができる時間) 内で使用すること。

(3) 強化プラスチックに含有されるガラス繊維等は、均等に分布し、かつ、表面に露出しないようにすること。

(4) 強化プラスチックは、樹脂の含浸不良、気泡、異物混入等がなく、かつ、その表面に著しい傷、補修跡等がないようにすること。

(5) 外殻は、検知層の気密性及び液密性を確保するように被覆されていること。

(6) 強化プラスチック製二重殻タンクにつり下げ金具等を取り付ける場合にあっては、接続部について試験等により安全性が確認されているものとする。

(7) 強化プラスチック製二重殻タンクの製造時には、次の事項を確認すること。

ア 外観 (目視により確認)

強化プラスチックに歪み、ふくれ、亀裂、損傷、あな、気泡の巻き込み、異物の巻き込み等がないこと。

イ 強化プラスチックの厚さ (超音波厚さ計等を用いて確認)

強化プラスチックの厚さが、設定値以上であること。

ウ 検知層

設定した開けきが生ずること。

エ 気密性 (別記 2 (略) の気密試験により確認)

検知層が気密であること。

4 運搬、移動又は設置上の留意事項

一般に、設置時等に留意すべき事項としては次のものがあること。

(1) 強化プラスチック製二重殻タンクを運搬し、又は、移動する場合は、強化プラスチックを損傷させないように行うこと。

(2) 強化プラスチック製二重殻タンクの外面と接触する基礎部分、固定バンド等の部分には、緩衝材を挟み込み専用の架台等を用いて接触面の保護をすること。

(3) 強化プラスチック製二重殻タンクを設置する場合には、別記 2 の気密試験により気密性を確認すること。

(4) 強化プラスチック製二重殻タンク地盤面に埋設する場合にあっては、埋戻し土に石塊、有害な有機物等を含まない砂を用いるとともに、外殻に損傷を与えないように作業を行うこと。

(5) 警報装置は、常時人のいる場所に設けること。

5 事務処理上の留意事項

強化プラスチック製二重殻タンクに係る完成検査等を行う場合に留意すべき事項としては次のものがあること。

(1) 強化プラスチック製二重殻タンクの完成検査前検査として行う水圧検査は、外殻、強め輪等の補強措置及びノズル等 (検知管を設ける場合には、検知管を含む) を付した状態で実施して差し支えないものであること。

(2) 強化プラスチック製二重殻タンクの完成検査時には、別記第 24 条の 2 の 4 に定める安全な構造及び前述の 3(7) について確認すること。

なお、安全な構造の確認については、同一形状、同一構造、同一材質のタンクによって、事前に実施された試験の結果を活用できるものであること。

6 強化プラスチック製二重殻タンクに係る定期点検

(1) 地下貯蔵タンクに係る定期点検については、「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」

(昭和 62 年 3 月 31 日付け消防危第 23 号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知) により実施することとなるが、タンク本体に係る点検について、同通知中 1(1) アイの方法は、強化プラスチック製二重殻タンクに危険物の漏れを検知するための設備を設けていることから、危険物の量の測定を毎日実施することをもって足りるものであること。

(2) 地下貯蔵タンク本体及び外殻の損傷等の有無については、別記 2 の気密試験により確認すること。

なお、当該点検の実施に当たっては、適切に維持管理された点検資機及び点検技術を有する点検従事者が必要であり、また点検実施時における事故防止のため安全対策の徹



感知・通報・消火
かんじる しらせる けす



感知・通報・消火
かんじる しらせる けす

ヤマトスロテック株式会社

本社 〒537 大阪市東淀川区茨江北2-1-10 TEL.(06)876-0701代 東京本社 〒100 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代

底を図る必要があることから、財団法人全国危険物安全協会において現在実施している「地下タンク等定期点検実施制度」に準じた運用をする予定であること。

(3) 漏えい検知設備のセンサー、警報装置等の機能に係る点検については、センサーの方式等に応じて適切に行うこと。

7 その他

(1) 強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成5年9月2日付の消防危第66号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)の一部を次のように改正すること。

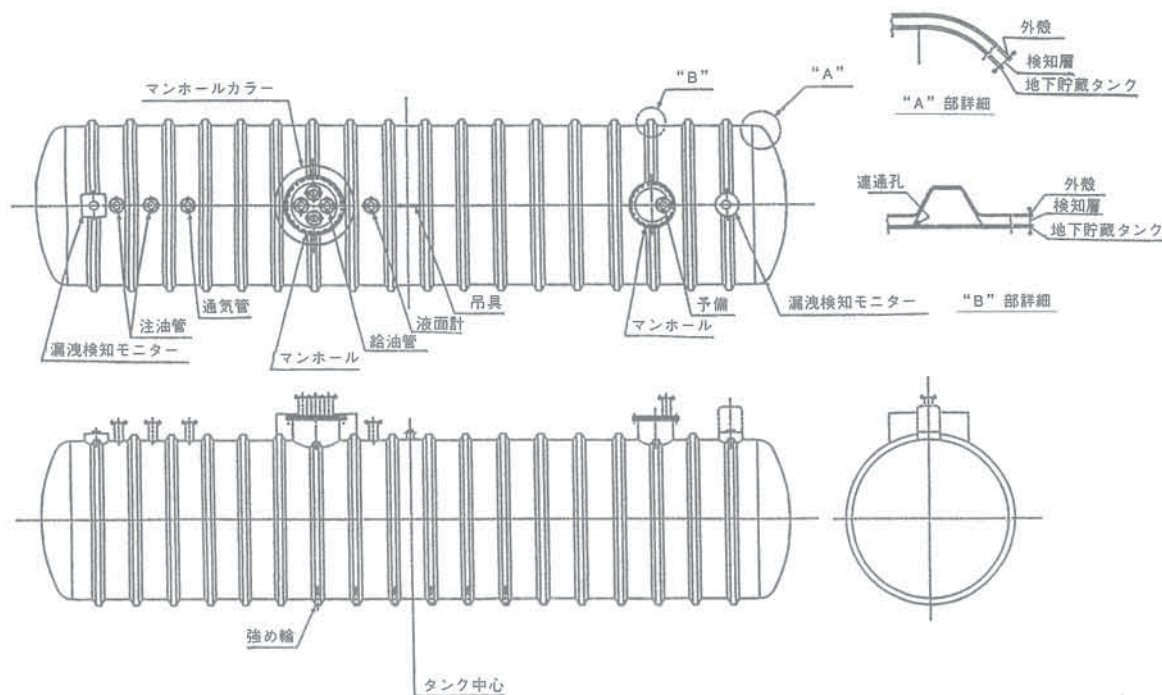
ア 件名を「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」に改める。

イ 通知中「強化プラスチック製二重殻タンク」を「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」に改める。

ウ 6(2)中「又は減圧(0.2t/cm²程度)」を削除する。

(2) 強化プラスチック製二重殻タンクの安全性に関し消防機関の審査検査事務の効率化の一助とするため、強化プラスチック製二重殻タンクに係る材質、構造、強度、製造方法等に係る試験確認業務を危険物保安技術協会において実施する予定であること。

(2) 強化プラスチック製二重殻タンクの安全性に関し消防機関の審査検査事務の効率化の一助とするため、強化プラスチック製二重殻タンクに係る材質、構造、強度、製造方法等に係る試験確認業務を危険物保安技術協会において実施する予定であること。



強化プラスチック製二重殻タンクの構造例

普通消防ポンプ車

MX-1

乗降性、操作性を高めた新世代PUMPER

- MX-1専用キャブ、ハイルーフ&ワイドウィンド
- オートマチックトランスミッション
- フルパワーP.T.O.
- デジタル表示式集中コントロールパネル
- 動力式ホーススレイヤー
- 吸管、各種放水器具、資機材をコンパクトに収納



MORITA 森田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号
TEL (06) 756-0110 FAX (06) 754-3461
東京・大阪・仙台・名古屋・福岡・富山・松山

危険物施設の事故例

給油取扱所の泡消火設備が誤作動

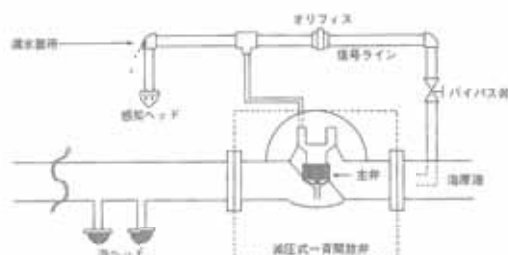
東京都内の給油取扱所において、泡消火設備が誤作動をおこし、泡原液480ℓを放出する事故が発生した。

事故の概要

給油取扱所に設置されている泡消火設備が突然作動して、泡原液800ℓのうち480ℓが放出し、給油取扱所の敷地から車道まで拡散した。なお、この給油取扱所は、平成6年11月に完成検査を受け、事故が発生したのは、約1か月後である。

泡が放出した原因は次のとおりと考えられる。

- ① 給油取扱所の設置時、感知ヘッドの配管継手部分が、高所作業車の接触か他の作業に伴ってネジ部に緩みを生じ、極めて微量の漏えいが生じた。
- ② また、バイパス配管のバイパス弁が「閉」の状態になっていた（この原因は不明）ため、上記の漏えいにより、信号ライン側の配管内圧力が低下して、減圧式一斉開放弁が作動し泡を放出した。



泡消火設備の漏洩箇所

問題点

- ・給油取扱所の設置時に、施工者の認識不足から、バイパス弁を閉止してしまったこと。
- ・施工時に慎重性を欠き高所作業車の接触か他の作業に伴ってネジ部に緩みを生じさせたこと。
- ・給油取扱所の従業員は、泡消火設備の構造及び操作方法に関する知識が吹けていたため、放出後、すぐに停止することができず結果的に大量の泡を放出した。

今後の対策等

消防法では、一方開放の屋内給油取扱所で上階に他用途（共同住宅・飲食店他）を有する給油取扱所には、泡消火設備等の設置が義務付けられている。

このような特殊な給油取扱所の設置や工事に当たっては、専門的な知識を有する者が設計施工する必要がある。

また、給油取扱所には、様々な設備機器が設置されており、保安監督者等は、設備の使用方法は勿論、停止方法を含む操作方法とこれら設備機器の構造を知り、事故時の従業員のとるべき任務を定め、確実に実行できるよう日ごろから訓練するよう心がける必要がある。

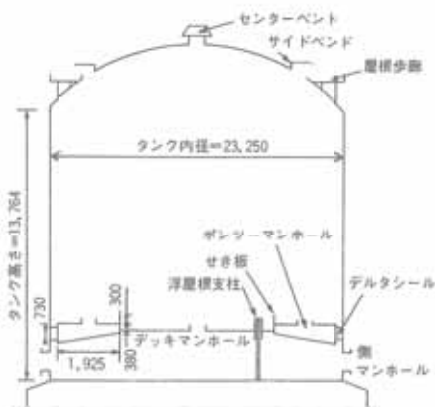
（財）全国危険物安全協会 提供

塗装作業中の屋外タンク 塗装機の電気スパークにより引火爆発

千葉県内の改造工事中の屋外タンクにおいて、浮屋根ボンツーン内の塗装作業の際、電気スパークによる爆発事故が発生した。

事故の概要

タンクの屋根型式を浮屋根式から固定屋根付浮屋根式にする改造工事において、浮屋根のボンツーン（浮屋根のデッキ板が沈まないように設けられた密閉された室）内部の



事故のあった固定屋根付浮屋根式屋外タンク

塗装作業をしていたところ、当該ボンツーン内で爆発が発生し、塗装作業中の作業員1名が死亡し、他の1名が負傷した。また、爆発により、ボンツーンが変形（膨張）するとともに、デルタシールの一部が焼損、側板の塗装が熱により剥離（760mm×600mm）した。

事故の原因

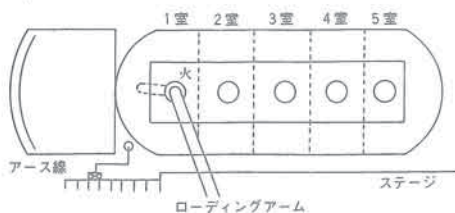
ボンツーン内部の塗装作業において、電動式スプレー塗装機（非防爆構造）を用い、また、必要な換気が行われなかったため、塗料の溶剤（シンナー（第4類第1石油類）

により爆発しやすい状態の蒸気がボンツーン内に生じ、これに電動スプレー塗装機（非防爆構造）のハンドル部に内蔵されているスイッチ本体の接点部で電気スパークによる火花が発生し、塗料の溶剤の蒸気が引火し爆発に至ったものである。

問題点及び対策

- ① 密閉構造内の塗装工事においては、スプレー塗装機の使用を禁止する等、工事の態様に応じた指針を確立する。
- ② 密閉構造内の塗装工事においてはエアホース等により十分な換気を行う。
- ③ 作業現場において、作業機器の使用及び作業方法が適切であるかを監督する等、安全管理体制を確立するとともに、作業員に対する安全教育を徹底する。
- ④ その他

(財)全国危険物安全協会 提供



タンクローリー; 容量 14kℓ

事故の原因

爆発した移動タンク貯蔵所の第1室の前荷はガソリンであり、軽油を注入するにあたって、ガソリン蒸気のバージは実施していなかった。移動タンク貯蔵所の第1室にローディングアームにより軽油の注入をしたところ、ドロップパイプの先端部と注入した軽油との間に静電気火花が発生、爆発しやすい状態にあったタンク室内のガソリン蒸気が引火して火災になったものと推定された。

問題点及び対策

- ① 静電気防止対策の再確認
- ② ローリーの前荷の油種確認方法の整備
- ③ 作業従事者に対する安全教育の徹底
- ④ その他

(財)全国危険物安全協会 提供

軽油充てん中、静電気火花により引火爆発

北海道内の一般取扱所（ローリー充てん施設）においてローリーに軽油を注油中、静電気火花によるものと思われる爆発火災事故が発生した。

事故の概要

一般取扱所（充てん施設）内で、移動タンク貯蔵所（単一車式）に充てん中に発生した爆発火災である。運輸会社の従業員（危険物取扱者乙種第4類免状取得者）が、移動タンク貯蔵所の第1室に軽油の注入を行っていたところ、突然爆発が起り、この爆発によりローディングアームが損傷、注入中の軽油が周囲に飛散し、引火して火災となった。

この火災により移動タンク貯蔵所1施設が焼損するとともに、一般取扱所（充てん施設）70㎡が焼損、軽油900ℓ（推定）が焼失した。また、移動貯蔵タンクの上で作業していた従業員が負傷した。

空調設備機器製造・販売

- オイルタンク用液面計
- 遠隔式警報ユニット液面計
- 各種液体タンク用液面計
- フロートスイッチ・微圧スイッチ
- タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

平成7年度 保安講習 6月下旬より府下62会場で

危険物取扱者講習は消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等(危険物施設)で危険物の取り扱いに従事する危険物取扱者(保安監督者も当然、従事しているものと見なされる)は、定められた期間内にこの講習を受講しなければならない。

また、上記以外の危険物取扱者でも受講することができ、他府県で交付された免状所持者も、大阪府下の会場で受講することができる。

受講期限は、原則として資格を取得した日、または保安講習を受講した日から3年以内に受講しなければならない。受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

◇案内書、申込書等配布中

平成7年度の実施計画については、現在作成中であるが、6月～9月分は右記の予定で、案内書や申込書の諸様式は、5月中旬～下旬にかけて府下各消防本部で配布の予定。

なお、10月～8年2月にかけては府下28会場で実施の予定。

◇業種区分別の受講を

講習会は①化学工場関係、②石油コンビナート関係、③給油取扱所関係、④タンクローリー関係、⑤その他一般関係の5部門に分けて開催するので、原則として業種区分別の講習を受講されたい。

保安講習日程表(予定)

6月下旬～9月下旬

◇化学工場関係(2会場)

回数	開催日時(予定)	会場
9	7月12日 水 午後	大阪府商工会館 大阪市
13	7月17日 月 午前	大阪府商工会館 大阪市

◇給油取扱所関係(6会場)

回数	開催日時(予定)	会場
5	7月7日 金 午後	*岸和田競輪場 岸和田市
10	7月13日 木 午後	大阪府商工会館 大阪市
12	7月14日 金 午後	*堺市民会館 堺市
14	7月17日 月 午後	大阪府商工会館 大阪市
15	7月18日 火 午前	大阪府商工会館 大阪市
18	7月21日 金 午後	大阪府商工会館 大阪市

◇タンクローリー関係(2会場)

回数	開催日時(予定)	会場
22	9月9日 土 午後	大阪府トラック総合会館 大阪市
24	9月14日 木 午後	大阪府トラック総合会館 大阪市

◇その他・一般(15会場)

回数	開催日時(予定)	会場
2	6月26日 月 午後	大阪府商工会館 大阪市
3	6月27日 火 午後	大阪府商工会館 大阪市
4	6月29日 木 午後	吹田メシアター 吹田市
6	7月10日 月 午後	大阪府商工会館 大阪市
7	7月11日 火 午後	大阪府商工会館 大阪市
8	7月12日 水 午前	大阪府商工会館 大阪市
11	7月14日 金 午前	*堺市民会館 堺市
16	7月18日 火 午後	大阪府商工会館 大阪市
17	7月19日 水 午後	大阪府商工会館 大阪市
19	7月24日 月 午後	*堺市民会館 堺市
20	7月26日 水 午後	泉大津市民会館 泉大津市
21	7月28日 金 午後	貝塚福祉会館 貝塚市
23	9月13日 水 午後	豊中市民会館 豊中市
27	9月22日 金 午後	和泉解放総合センター 和泉市
28	9月25日 月 午後	柏羽藤消防本部 藤井寺市

(注)1.講習時間は3時間です。

(開講時間は講習会場によって若干異なります。)

2.会場欄中*印の会場は駐車可。

(ただし、堺市民会館は有料)

〈10月期～8年2月期の予定〉

- ・大阪市内 13会場
 (うち、化学工場関係 1会場)
 コンビナート関係 2会場
 給油取扱所関係 1会場)
- ・茨木 3会場
 (うち、給油取扱所関係 1会場)
- ・堺 3会場
 (うち、タンクローリー関係 2会場)
- ・高槻、枚方 各2会場
- ・吹田、門真、大東、東大阪、八尾 各1会場

訂正

先月号(4月号)で保安講習の日程表に誤りがありましたので上記日程表のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

訂正内容

- ・第12回 7月14日(金) 給油取扱所関係
- ・第19回 7月24日(月) その他・一般関係

我が社の保安対策

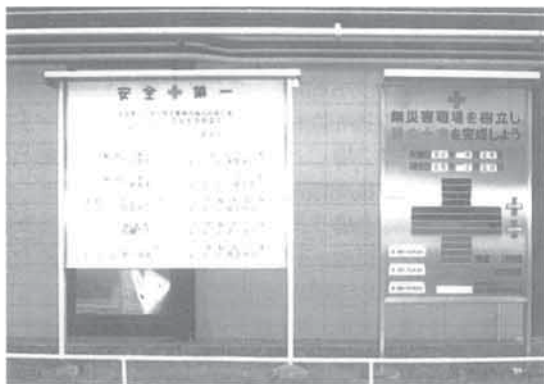
「全員参加による安全先取り」 の危険物保安管理

〈吹田市〉 大日本インキ化学工業(株)吹田工場

史上最大の被害をもたらした、阪神・淡路大震災による被災地の皆様には衷心よりお見舞申し上げます。

被害を受けた事業所の日も早い復旧を祈らずにはいられません。しかし、被災地域の危険物施設には、危険物貯蔵タンクの沈下、傾斜をしたものもありましたが、大量漏洩・爆発火災などの重大災害の発生まで至らなかったのは幸いです。これはこれまでの消防行政、企業が一体となった常日頃からの防災活動の成果であると自負する次第です。

当社は、1908年に印刷インキ製造業として創業開始以来、色素化学工業の一貫事業を確立し、現在では「色彩の技術を多彩な技術に」をキャッチフレーズとして、積極的な経営の多角化を推進し、グローバルなネットワークを確立し、世界的な総合化学会社として発展を続けております。当社経営の基本理念として「環境保安最優先」を掲げ、危険物保安管理による無事故・無災害を達成することにより、社員の安全・健康の確保と同時に、立地地域の環境保全と地球環境を守ることを方針とした、環境保安活動を展開しております。



無災害日数を掲示し、記録の更新に努力している

吹田工場は、1963年に当地で操業を開始して以来、西日本地区に於ける生産拠点として各種印刷インキをはじめ、プラスチック、繊維、合成皮革等の各種着色剤、沙羅には銅板、アルミ缶等の各種金属インキ塗装剤等の取り扱い、製造を行っています。従って、その原料・製品の大半が多量多量の危険物ということになります。

当工場では、当社の「環境保安管理基本方針」に基づき年度始めに、「年間業務目標」の第一に、環境保安目標と、その目標達成のための重点実施事項を掲げております。これを受けて各生産部門、技術部門、補管部門の具体的な行動計画を策定し、それを実施することになります。計画の進捗を年二回の内部監査で審査し、適切で確実な遂行を促し、目標達成に努めております。

主な危険物保安管理の施策の事例としては、

①環境の保全と化学物資(含、危険物)の総合安全管理

- ・ボランティアプランの進捗管理の実施
- ・取扱化学物資の調査の徹底、MSDSの活用
- ・プロセスの見直し等による廃棄物の削減と管理の徹底
- ・緊急時防災訓練の実施

②安全の確保

- ・地震対策の徹底と実践的な緊急時の措置訓練の実施
- ・過去の貴重な安全経験の尊重・伝承
- ・5S・安全基本動作の定着と危険物保安教育などの徹底、特に「躰」の教育

・潜在災害、不調・不具合の発掘、指差呼称の徹底、危険予知の徹底

・作業標準の整備・見直し、静電気基準の遵守と対策の徹底

・設備・機器の点検・検査の実施と改善・修繕工事の即刻実施

・設備工事時の安全の確保と保安の徹底

③健康の確保

- ・取扱化学品の危険有害性の把握
- ・作業環境測定の適切な実施と迅速な対応

④教育の充実

- ・機側でのマンツーマンOJT教育訓練の実施
- ・国家資格等取得基準に基づく取得の推進
- ・ビデオ等の映像教育の実施
- ・朝礼、引継等を利用した危険物保安訓話等の実施等々があります。

危険物保安管理は、化学工場の使命であり、現在、無事故・無災害が確保されているからといって決して油断は許されません。「災害は忘れた頃に起こる」と言われており、一時も手綱をゆるめることはできません。全員が無事故・無災害を目指し、努力を結集している間は、災害の発生はありません。そのために常に変化を念頭に置き、マンネリにおちいることのない真の「安全の先取り」のため、終わりのない創意工夫による、製品の開発から廃棄に至るまで、製品の全ライフサイクルに亘り、環境負荷の低減と保護に努め、無事故・無災害の操業を続け、従業員と地域社会の安全を確保し、顧客が満足し、かつ、安心してご使用いただける製品とサービスを、提供していきたいと考えております。